

自 平成八年六月十二日
至 平成八年六月十七日

平成八年第七回

階上町議会定例会会議録

階上町議会

平成 八年第七回階上町議会△△（定例会△△）△△議事録 第一号

招集年月日	平成八年六月十二日										
招集の場所	階上町議会議場										
開閉会日時 及び宣告	開 会	平成八年六月十二日 午前十時〇二分							議長	前田常男	
	閉 会	平成八年六月十二日 午前十時二十九分							議長	前田常男	
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席	議席 番号	氏名	出席 等別	議席 番号	氏名	出席 等別	議席 番号	氏名	出席 等別	議席 番号	氏名
	一	佐京 登	○	二	畑中 弘實	○	三	大前 典男	○	四	川上太榮助
	五	桑原 一夫	○	六	木村 勝彦	○	七	嶋守 瑞穂	○	八	阿部 敏秋
	九	浜谷 豊美	○	十	平戸 茂雄	○	十一	松倉 正美	○	十二	巽 静子
	十三	荒道 鶴造	○	十四	大下 義雄	○	十五	田端 清	○	十六	山田 昭治
	十七	荒谷 剛生	○	十八	前田 常男	○					
	六番 木村 勝彦										
	七番 嶋守 瑞穂										
	会議録署名議員										
	議事事務局局長 高橋 信一 総務課長補佐 中村 豊志 総務課係長 田中 昇										
地方自治法第百二十一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名	町長	正部家 佑介	助役	中村 禮一郎	収入役	中田 文夫	教育長	大釜 安也			
	総務課長	浜谷 政己	企画課長	上沢 寿勝	税務課長	松橋 隆己					
	保健課長	三上 孝八	農林課長	浜谷 義勝	建設課長	高階 繁雄					
	町民課長	工藤 靖夫	水産商工課長	桑原 定男	出納室長	齊藤 博俊					
	教育次長		学務課長	渡部 光雄	社会教育課長	上山 博一					
	体育課長	鳩 文男	給食センター所長	林 貢	中央保育所長	小沢 勝					
	代表監査委員	下野 岩男	農委事務局局長	中城 功	診療所事務長						
	企画課長補佐	沢田 敏男									

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
開会・議長	△△議事の経緯△△ ただいまの出席議員は十八名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成八年第七回階上町議会定例会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。
開議・議長	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
日程第一 会議録署名議員の指名・議長	日程第一、会議録署名議員の指名を行います。
日程第二 会期の決定・議長	会議録署名議員は、会議規則第百十九条の規定により議長において 六番 木村勝彦君 七番 嶋守瑞穂君、両君を指名いたします。
日程第三 提案理由説明・議長	日程第二、会期決定の件を議題といたします。 おはかりいたします。 本定例会の会期は、本日から六月十七日までの六日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって会期は、六日間と決しました。
	提出者から提案理由の説明を求めます。 階上町長 正部家佑介君

町長（正部家佑介君）

平成八年第七回階上町議会定例会を開催するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました、議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考にしたいと思います。

報告第一号 平成七年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。本案は、平成七年度予算で定めました予算のうち、合併処理浄化槽設置整備事業費九百二十一万円を、平成八年度に繰り越して工事施行するものであります。

報告第二号 平成七年度階上町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成七年度で予算で定めました予算のうち、漁業集落排水事業費一億三千八百九十四万円を、平成八年度に繰り越して工事施行するものであります。

議案第一号 階上町議会議員の期末手当支給条例及び階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、町議会議員が定例会等に、病気その他正当な理由なく、引き続き一回以上欠席した場合において、報酬及び期末手当の支給を制限するため提案するものであります。

議案第二号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、国民健康保険税の課税総額である応能割額、応益割額の平準化の推進を図るため提案するものであります。

議案第三号 平成八年度階上町一般会計補正予算第二号についてご説明申し上げます。

本案は、既定の額に四千七百一十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を五十八億四千二百一十二万円とするものであります。

それでは第一表の歳入歳出補正予算の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入であります。地方交付税には地方交付税分二千九百万円を追加計上し、分担金及び負担金には、農業用施設災害復旧事業費分担金十万円を計上したものであります。

県支出金は、産休等代替職員設置補助金四十六万二千円と環境保全型農業総合推進事業費補助金二十万円、中山間地域総合整備事業構想策定委託金五十万円を合わせて百一十六万二千円を追加補正したものであります。

財産収入は、町営駅前中央団地分譲売払い収入として百一十八万円を計上いたしました。

繰入金には、老人保健特別会計清算分繰入金二百五十一万四千円を計上しました。

諸収入は、公団造林受託事業収入六万円の減額がありましたが、農村総合整備モデル事業による農道拡幅工事に伴う防災行政用無線移設補償費五十七万六千円を計上し、増減合わせて五十一万六千円とい

たしました。
町債については、既定の事業費変動により増殖場造成事業債三百八十万円を追加補正したものであります。

次に歳出であります。議会費に消耗品費等合わせて二十八万三千円を追加計上いたしました。

総務費には町職員海外派遣旅費追加分百六十七万六千円、各地区から要望の多い防犯等設置補助金追加分七十二万四千円、人口減少地区に自然環境を保持しながら優良宅地を造成するため、今年度は鳥屋部地区の不動産鑑定手数料として三十五万七千円等合わせて六百三万九千円を追加計上いたしました。

民生費には、産休代替臨時保母賃金等合わせて二百七十二万三千円を追加計上しました。

農林水産業費には、登山口にある花壇の整備に百二十五万五千円、病害虫蔓延防止のため、森林組合に対し枝打ち機械導入補助金として五十万円、大蛇地区沿岸漁場整備事業負担金として四百万円等合わせて七百五十八万八千円を追加計上いたしました。

商工費には、共立工業株式会社等企業誘致奨励金として一千五十八万二千円等合わせて二千八十八万七千円を、追加補正したものであります。

土木費には、舗装補修工事費四百五十八万八千円等合わせて七百六十五万五千円を追加補正いたしました。

消防費では、町防災行政無線の保守点検を行なうための委託料二百五十四万七千円、町防災計画を見直すための調査委託料二百万円等合わせて五百六十二万八千円を追加補正いたしました。

教育費では、勤労者体育センターに用具を整理しやすくするための用具庫を設置する費用四十二万二千円、町連合婦人会幹部県外視察研修補助金六十七万五千円、平成五年度から実施しております中学生海外研修補助金として、三百六十一万三千円等合わせて六百二十九万九千円を追加補正したものであります。災害復旧費には、財源補正として計上いたしました。

予備費は、二十七万円追加計上し、一千六十五万円としました。

議案第四号 平成八年度階上町老人保健特別会計補正予算第一号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、二千五百七万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ九億九百八十二万五千円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

諸支出金であります。これは、平成七年度において、医療諸費に対し、拠出された交付金などを清算し、その超過額を国庫及び県にそれぞれ返還する償還金、一般会計に返還する繰出金、合わせて二千五百七万五千円を計上したものであります。

議案第五号 青森県消防補償等組合規約の一部を変更する規約、及び議案第八号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約、並びに議案第七号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の一部を変更する規約、以上三件について、ご説明申し上げます。

本案は、野辺地・平内地区消防事務組合、野辺地町外一町一カ村病院組合及び野辺地地区環境整備・福祉事務組合が平成八年三月三十一日をもって解散し、新たに平成八年四月一日に北部上北広域事務組合として発足し、青森県消防補償等組合、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合及び、青森県市町村職員退職手当等組合にそれぞれ、加入するため、さらに、消防組織法第十五条が改正されたことにより、組合規約の変更が必要となり、地方自治法第二百八十六条第一項及び同法第二百九十条の規定に基づき、議会の議決を得るためのものであります。

議案第八号 工事請負契約について、ご説明申し上げます。

本案は、ふるさと林道金平線改良工事を施行するため、平成八年八月十日、株式会社田名部組、外七業者により指名競争入札を行なった結果、議案書のとおり落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

議案第九号 階上町監査委員の選任について同意を求める件について、説明申し上げます。
本案は、階上町監査委員下野君氏の任期が、平成八年八月二十四日をもって満了するので、引き続き同氏を後任の委員として選任したいので、同意を得るため、提案するものであります。

議案第十号 階上町教育委員会委員の任命について同意を求める件について説明申し上げます。
本案は、階上町教育委員会委員に欠員を生じたため、平成八年九月三十日までの残任期間の委員に熊谷道雄氏を任命したいので、議会の同意を得るため、提案するものであります。

議案第十一号 階上町教育委員会委員の任命について同意を求める件について説明申し上げます。
本案は、階上町教育委員会委員濱浦清志氏の任期が、平成八年八月二十二日をもって満了するので、引き続き同氏を後任の委員として、任命したいので同意を得るため、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要を説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上原案のとおり御議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（前田常男君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際日程第四、意見書案第一号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書案から日程第八、

意見書案第五号 介護保険厚生省試案に対する意見書案までの件 五件を一括議題といたします。
おはかりいたします。

ただいま、議題となっております意見書案第一号から第五号については、会議規則第九十二条第二項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書案第一号から第五号については委員会の付託を省略することと決しました。

意見書案第一号から第五号はこれを可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書案第一号から第五号はこれを可決することと決しました。
おはかりいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よってそのとおり決しました。

日程第九 決議案第一号 交通死亡事故の減少に関する決議案の件を議題といたします。
提出者から決議案の朗読を求めます。

総務財政常任委員長 大下義雄君

十四番（大下義雄君）

ただいま議題となっております決議案の朗読をいたします。

交通事故の減少に関する決議案

悲惨な交通事故を防止し、安全で快適な生活環境を確保することは、町民すべての切実な願いである。

当町内における交通事故の状況は、平成七年十一月四日に発生して以来、死亡事故ゼロを継続中であるが、青森県内における近年の交通事故の状況は、関係機関及び団体の日夜を分かたぬ必死の努力にもかかわらず、過去十年間の平均交通事故死者一三八、六人と多発し、なかでも若年運転者を中心として子供や高齢者の死亡事故が増加していることは、誠に憂慮すべき状況にある。

こうした、交通事故をめぐる厳しい事態に対処し、交通事故を抑制することが町民の重要課題であることから、町は交通社会の一員である町民一人ひとりの自主、自発的な安全行動を促すための強力的かつ効果的な広報啓発活動等の施策を早急に実施し、町民の安全意識の高揚と普及をはかるとともに、階上町交通安全計画の策定にあたっては、悲惨な交通事故撲滅の理念のもと現行計画の施策の検証等による抜本的見直しと、計画の実施に係わる財政措置の拡大を図り、併せて次の諸施策の実施に全力で取り組むべきである。

一、人口の高齢化に伴い、今後とも増加することが懸念されている高齢者の交通事故や、依然として高水準にある若年運転者の交通事故を防止するため、生涯教育の一環としての参加、体験型の交通安全教育を一層強力に推進すること。

二、歩行者、自転車利用者、障害者等に特段に配慮した交通安全施設等の整備を促進し、安全で快適

議長（前田常男君）

な通行空間の確保を図ること。
以上、決議する。

これをもって朗読を終わります。

これより決議案第一号 交通事故の減少に関する決議案の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま可決されました。決議書の提出につきましては議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。よってそのとおり決しました。

この際日程第十、陳情第一号 定住外国人地方参政権に反対する陳情の件から日程第十一 陳情第十一 陳情第二号 定住外国人の地方参政権確立に関する陳情までの件 二件を一括議題といたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております。陳情第一号から陳情第二号までの二件については、会議規則第三十九条の規定に基づき総務財政常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって陳情第一号 定住外国人地方参政権に反対する陳情の件から陳情第二号 定住外国人の地方参政権確立に関する陳情までの件 二件は総務財政常任委員会に付託することに決しました。

おはかりいたします。

議事の都合により、明六月十三日から六月十六日までの四日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって六月十三日から六月十六日までの四日間休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の開会日時は、六月十七日午前十時からいたします。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前十時二十九分)

招集年月日	平成八年六月十七日												
招集の場所	階上町議会議場												
開閉会日時及び宣告	開会	平成八年六月十七日	午前十時〇二分	議長	前田常男	閉会	平成八年六月十七日	午前十一時〇九分	議長	前田常男			
凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○公務欠席 △(不応)招議員及び出席並びに欠席議員	一	佐京 登	〇	二	畑中 弘實	〇	三	大前 典男	〇	四	川上太榮助	〇	
	五	桑原 一夫	〇	六	木村 勝彦	〇	七	畠守 瑞穂	〇	八	阿部 敏秋	〇	
	九	浜谷 豊美	〇	十	平戸 茂雄	〇	十一	松倉 正美	〇	十二	巽 静子	〇	
	十三	荒道 鶴造	〇	十四	太下 義雄	〇	十五	田端 清	〇	十六	山田 昭治	〇	
	十七	荒谷 剛生	〇	十八	前田 常男	〇							
	六番 木村 勝彦 七番 畠守 瑞穂												
	会議録署名議員												
	議事事務局局長 高橋 信一 総務課長補佐 中村 豊志 総務課係長 田中 昇												
	町長 正部 家佑 一助役 中村 禮一郎 収入役 中田 文夫 教育長 大釜 安也												
	地方自治法第二百一一条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名												
総務課長	浜谷 政己	企画課長	中村 禮一郎	収入役	中田 文夫	教育長	大釜 安也	保健課長	三上 孝八	農林課長	上沢 寿勝	税務課長	松橋 隆己
町民課長	工藤 靖夫	水産商工課長	桑原 定男	建設課長	高階 繁雄	町民課長	齊藤 博俊	教育次長		学務課長	渡部 光雄	社会教育課長	上山 博一
体育課長	鳩 文男	給食処の所長	林 貢	中央保育所長	小沢 勝	代表監査委員	下野 岩男	農務事務局長	中城 功	診療所事務長			
企画課長補佐	沢田 敏男												

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
開会・議長	△云議の収仕過
開議・議長	ただいまの出席議員は十八名であります。
	定足数に達しておりますので、
	直ちに本日の会議を開きます。
	本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。
議長 (前田常男君)	日程第一 一般質問を行ないます。
	質問の通告がありますので発言を許します。
五番 桑原一夫君	本八月定例会にご機会をいただきまして、一般質問をさせていただきます。
	まず先に、先般は町のご配慮によりまして、議員視察研修出来ましたことに対しまして、お礼を申し上げたいと思います。
	私なりの印象を申し上げますと、視察地である中国地方の各自治体はほとんど過疎化に悩んでいる訳ですけれども、ハード事業にソフト事業をうまく組み合わせ、それぞれにそこに住む人達の地域性を活かした知恵というものが感じられ、自分達の住む町は自分達でつくるんだ、そして、素晴らしい町なんだという自覚と誇りがひしひしと伝わって参りました。
	今後、この視察研修の成果を町勢発展の為に役立たせて参りたいと存じます。

大変有り難うございました。

それでは、質問に移らせていただきます。

第一に、階上町国保診療所の今後の運営についてであります。

ここ数年の経過を觀てみますと、診療医師は専属医から、後任の医師を確保出来ないという理由で民間病院との診療契約に変わり、看護婦の体制も四人から三人に減り、内二人が正職員、一人が臨時職員というように変化し、国民健康保険特別会計直診勘定の診療収入をみても平成元年から少しづつのびてきて、平成三年、四年をピークに下降線をたどっております。

こういう状況の中で、今は民間の内科医院も開業し、国保診療所を取り巻く環境も大きく変化をしてきております。

そこで、国保診療所の診療契約が今後どのように継続されていく見通しなのか、又、町として医療行政をどのように進めていくお考えなのかお伺い致します。

第二に、地籍調査の成果品に錯誤が認められた場合の町の対応についてであります。

階上町における地籍調査事業はすでに完了し、その成果については不動産登記に反映されるばかりでなく、土地利用等の基礎資料、公平な課税、町民の財産の保護など、多目的に活用されているところですが、この地籍調査事業の最も基本となるのは一筆地調査であると思います。

地籍調査作業規程準則第三十条第一項で『筆界は習慣・筆界に関する文書等を参考とし、かつ土地所有者・その他の利害関係人・又はこれらの者の代理人の確認を得て調査するものとする。』とあり、この事業の一般的な問題点として、地籍調査の成果について問題が生ずる場合、筆界の確認の不備などによ

るものがかなりの割合を占めている訳であります。

当町におきまして、この事業は事務担当者の誠実な職務遂行により、立派な成果品として活用されていることは私も承知しているところであります。

しかし、事務上不可抗力的な理由により一筆地調査から登記に至るまでに土地所有者と行政サイドが明確な意志の確認が出来ないままに事業が進み登記され、結果としてその後土地所有者より地籍錯誤による再調査の申し出があった場合の町の対応についてお伺い致します。

以上、二点お伺い致しまして、私の壇上からの質問を終わります。

議長 (前田常男君)

町長 正部家佑介君

町長 (正部家佑介君)

ただいまの桑原議員のご質問にお答えをいたします。

一つは、国保診療所の件であります。現在、ご承知のように石堂病院と契約をしているというところですが、先の全真協議会でも申し上げましたとおり、この継続は難しい状況にあります。

いずれ、町民の健康・高齢者の健康保持ということなどを考えますと、非常に大事である。

ただし、一次医療、我々町としては、日常的に気軽に行ける病院、我々の役割はその辺のところをやっていききたいと思っておりますが、八戸との関係と申しますか、地理的なわが町の条件もあるのだと思います。

運営面で、ご指摘のようなこともあった訳ですが、さきほども話したとおり町民の健康づくり、又、高齢者の健康保持ということからも、それとも一つは、榎橋本先生が九十近い年齢で開業しいられるということでもあります。いずれ、高齢でもあり、その辺のところを踏まえて考えると、存続

していきたいと思っております。

それと町の将来の医療のあり方ということですが、これについては、現在、老人保健福祉計画、あるいは介護保険、これらの動向を見ながら、そして、今年はこの老人保健福祉計画の見直しの年に当たっております。

いずれ、これらの状況を踏まえながら、町民のご意見をお聞きしながら、今後の対応を定めていきたい。もちろん、関係機関のご指導を受けながらやっていきたいと思っております。

もう一点の、地籍調査についてですが、錯誤があれば訂正をしなければならないが、錯誤かどうかの判断は、慎重にしなければいけないと思っております。

錯誤についても、いろんなケースがあり、いずれ、錯誤となった場合は訂正していくことです。

そのようなことで、町民に限らず土地所有者の財産権にかかわることであり、隣接の方もおられる訳でありますから、面積の増減等については、慎重になさなければならないと思っております。

いずれ、個々のケースによって違いますので、これ以上のことは、再質問でお答えしたい。以上で答弁いたします。

議長（前田常男君）

五番 桑原一夫君

五番（桑原一夫君）

ご答弁ありがとうございます。

私は、協議会の時も申し上げましたけれども、ここに二月号の広報があります。

行財政改革大綱の中で、五、引き続き検討すべき事項の中で、直営診療所の廃止ということがうたわれ

ており、町長話したとおり、この医療というものは、もっとも大事な行政の課題であると思いますが、この中に、行財政改革のなかで廃止を検討するということが町としていかがな考え方なのかと思った訳です。

私なりに、先般いただきました、振興計画を拝見いたしますと、一つには国保診療所を核とした、訪問看護ステーションの開設を検討すると、前に質問した経過がありますが、保健センターとしての拠点としての役割を、空いたスペースでできないものか等から、今後このようなことが行政サイドで検討されていることと存じます。

また、医療施設として国保診療所は町民の健康づくりの拠点として、役割を充実させていきます。在宅医療推進のため国保診療を核としての訪問看護ステーションの開設を検討します。

振興計画の見直しの時点で、この診療所の役割というものが、うたわれておりまして、町長が話したゴールドプランの中でも、特に、在宅医療サービスというものを、ここ診療所を中心にしてやっていくんだということが綴られています。町の方針としてどちらなのかと。

行財政改革の感覚で直営診療所を廃止する考え方と、医療の拠点として整備拡充していく考え方について、同じ町の方針として矛盾点を感じたので質問させていただきました。

その点について、具体的に行政改革の中での考え方をお聞きたい。

地籍調査の方でございしますが、私も地籍調査事業はある程度理解している者の一人だと思っておりますが、今までの職員の方々の仕事を責める訳ではありません。

しかし、現実的にどのような測量方法によるのか航空なのか、地上法によるのか、それによっても誤差は生じますし、年度毎、多角測量から図工測量、細部図工、一筆地測量と、そこまでかなりの精度で

議長（前田常男君）

町長

度で測量したとしても、年度別の接点というものは大きな誤差が出て来ているのは、町長ご承知のとおりだと思います。

又、考えられますことは、公務員ですので人事異動があります。一筆地調査をした、一人の人間が登記まで継続して仕事をできれば完璧な仕事になるかも知れませんが、なかなか、人事異動で、流れで仕事をすることは難しいと思います。そのような中で、私は、不可抗力的と申しましたが、結果的に責任、瑕疵が生ずる場合が、もしあったならば、それを精査していただき、誠実な対応をお願いしたいと思いますので、再度お願いします。

町長（正部家佑介君）

お答えをいたします。

最初に、診療所の件ではありますが、先ほど答弁申し上げたとおりですが、実際には、広報に誤解をまねくような表現があったということでありまして、この点については広報そのものについて表現が適切でなかったと思っております。

今後の方針については、先ほどお答えしたとおりであります。

訪問看護ステーション等を含めてのお話がありました、そのとおりで変わっていません。

このことについては、総合振興計画の中でも、うたっている訳であり、広報については誤解を受ける表現だったと反省をしています。

もう一つの地籍調査事業ですが、原則として錯誤については繰り返しになります。訂正をする、又

議長（前田常男君）

五番 桑原一夫君

、地域によっては、精度は特に蒼前、石鉢地区は航空測量で実施したところについては、今後、町の将来を考えれば、どのように対応していったらいいのか、多額な予算もかかるということで、財政状況との関係で将来の課題として検討していくべきものと思っております。いずれ、錯誤等があれば、もちろん町としてもこれに誠実に対応していくことは必要なことであります。

財産に関することでもあり、面積の増減等があれば、利害がからむことでもあり、一方的な申し立てではないかということもある訳で、個々のケースにつきましては、これ以上お答えすることは、差し控えたいと思っております。

以上です。

五番（桑原一夫君）

国保診療所は、今のまま継続という方向で進むご答弁である訳でございます。

先般の協議会で説明あったように、客観的にこの運営というものは、いろんな面でみまして厳しいものがあるということは、誰しもが一致した見方であるのかと思っております。

たまたま、町長は、誤解を招く表現が広報にあったというところでございますが、いずれにいたしましても、行政サイドとして大きな決断をしなければならぬ時も来るかも知れません。

そのような中で、この廃止という行革で、廃止という誤解を招く文言でございますが、たとえば悪いですが、スクラップアンドビルドと言っていたきたいと、どのような事態になっても、医療の問題に對しましては、行革という感覚だけではなく、適当な感覚だけではなく、適当な表現ではないが、スクラップをしたらビルドをするんだと、そういう医療行政を司って計画していただきたいと、私な

議長（前田常男君）

りに考えております。
これで、診療所は終わります。

地籍調査の方ですけれども、これは、地籍錯誤におきましても、個人と個人との利害がからむ問題については、公が介入する訳にはいかないし、当然のことであります。ただ、個人と個人でない場合の地籍錯誤も当然考えられる訳でございます。どうかその部分は精査をしていただき、関係上部団体の判断もいただきながら、対応していただきたいと思います。

以上で質問終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

日程第二 報告第一号 平成七年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について及び日程第三報告第二号 平成七年度階上町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についてはお手元に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第四 議案第一号 階上町議会議員の期末手当支給条例及び階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。
これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。 討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第一号 階上町議会議員の期末手当支給条例及び階上町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第五 議案第二号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑入ります。 質疑ありませんか。

十六番 山田昭治君

十六番（山田昭治君）

国保税条例の一部改正でございますが、この中味をみますと、算定方法の改正ということになるのだと思いますが、実質的に言葉もわからない点もございますので、この点をおたずねしながら、又、改正

前と改正後の例を上げて、どのような金額になるのか、増になるのか、減になるのかということをおたずねしたいと思います。

それで、町長からお伺いしますが、提案理由の中に、応能割額と応益割額の平準化の推進を図るため改正するものであるということが書かれている訳ですが、この平準化ということはどのような意味なのか、勉強不足で申し訳ありませんが、この点について説明を願いたいと思います。

又、担当課長からよろしいですが、改正による前と後の比較額といいますが、例えば、第三条、第四条でございますが、所得割・資産割又平等割・均等割というようにわかれています。その中で、第二条の中には百分の七を千分の六十二に改めるというようになっていますが、この資産割、所得割が減額のように感じる訳ですが、又、資産割・平等割は二万五千八百円から三万三千円に改めるというふうにあがっておりますので、これは増額になるという算定方法になると思いますので、そのようなことを例を上げて、担当の方からでいいので教えてもらえればと思います。

以上、二点についてお願いします。

議長（前田常男君）

税務課長 松橋隆巳君

税務課長（松橋隆巳君）

国民健康保険税は、ご承知のとおり均等割・平等割・資産割・所得割でございます。

それぞれに、税率があつて、合計で国民健康保険税が積算される訳でございますが、その内の均等割・平等割を応益割といいます。

それから、資産割・所得割を応能割といつてます。

そこで、平準化ということとは、どちらかというと、所得割・資産割の方にウェイトを置いていた訳で

でございます。

七年度の割合ですと、所得割・資産割の方に六十一％、つまり、応能割の方に六十一％、そして、均等割・平等割を応益割といいますが、それに三十九％、つまり、六十一対三十九の割合でございます。

平準化ということとは、それを五十対五十にするという、つまり平準するという意味でございます。

その改正後は、五十対五十に近づけるということで、所得割・資産割、つまり応能割を五十二％に試算ではです。

均等割・平等割を四十七％に、五十対五十に近づける、つまり、平準化する、それを平準するといつています。

以上でございます。

議長（前田常男君）

保健課長

保健課長（三下孝八君）

お答えを申し上げたいと思います。

前年度までの額でございますけれども、一人世帯から四人世帯というふうに分けてございます。それで、今回、一千四十五世帯でございますけれども、一人世帯の部分が十八％を占めております。それから、二人世帯が十六％、これが九十七世帯でございます。

三人世帯は十九％で六十二世帯でございます。四人世帯でございますけれども、三十七％が一番多く占めておりますけれども、八十四世帯ということで、全体の二十％が今回の改正に当たるというふうにございます。

それで、改正の額ですが、約三％位が増になる状況でございます。
それで、前回までですと、一人世帯の百万所得をみますと、
一人世帯で十二万八千三百円、今回は、十二万三千円というところで四十七百円ほどの増というふうに
ございます。

全体的にみますと、先ほどお話ししたとおり、二十％でございますので、八十％が減になるという形
になります。

以上でございます。

議長（前田常男君）

十六番（山田昭治君）

十六番（山田昭治君）
）

ただいまの説明でわかった訳でございますが、平準化の推進ということ、所得割そして資産割五十
と、平等割・均等割五十というところで平準化ということですが、いままで当町では、六十一と二十九と
いう形で進んでいたということで、実質的にその点に近づけるということだそうですね、これは、十
分にわかりました。

普通は、どこの町村でもそのなりに、平準化五十・五十というような形に考えて進んでいるだろうと
思いますが、実質的に、五十・五十の方式というようなことが前から、うたわれているのだろつと思
いましたので、早いうちに五十・五十の平準化に進めるようにお願いしたいと思えます。

それと、金額の問題でございますが、例を上げて、一人当たりの額を聞きましたが、二％の増という
ことでございますので、町民の方々からその問題点について質問された場合、その中味をしっかりと知っ
ていなければならぬというところで質問をした訳でございます。

もう一点、第九条第二項の第二号中の中でございますが、九条については減額をするということござ
います、参考までに、この点についてお知らせ願えればと思えますが。

今までも、このような条例を設けてやってきている訳でございますが、実質的に条例に値する減額と
いうことが、どの程度あったのでしょうか。この点について、お尋ねしたいと思えます。

減額の改正についても、非常に大きく減額されるようになってるので、非常に良いと思えますので
、今までの例があったらお知らせ願いたいと思えます。

議長（前田常男君）

税務課長 松橋隆巳君

税務課長（松橋隆巳
君）

お答えいたします。九条でございますが、これは保険税の減額ということでございます。

どうゆう減額かといいますと、なまはだ、平準化ということがありましたが、その平準化が四十五％な
いし五十五％に達している市町村が対象になるという改正でございます。それで、去年はまだ率に達し
ていなかったが、減額はありましたが、実績でいきますと、去年は一千五百八十九万九千円が減額の対
象になった額でございます。八年度、この率を改正した後で試算してみましたところ、二千八百六七
万五千円が減額の対象額という試算が出ております。

つまり、国が二分の一、県が四分の一、町が四分の一助成するという金額になります。
以上でございます。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。
(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第二号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第六、議案第五号 青森県消防補償等組合規約の一部を変更する規約についての件から、日程第八、議案第七号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の一部を変更する規約についてまでの件三件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありません。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第五号 青森県消防補償等組合規約の一部を変更する規約についての件から、議案第七号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の一部を変更する規約についてまでの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第九 議案第三号 平成八年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

十六番 山田昭治君

十六番 (山田昭治君)
総務課長におたずねしたいと思います。支出の六ページでございますが、総務費の中に特別旅費というところで、百六十七万六千円上がっている訳でございますが、当初で三百四十七万五千円も上がっている訳で、合計で五百十五万三千円ということになっていますが、この内容についてお知らせ願いたいと思います。

もう一点は、同じページでございますが、負担金補助金及び交付金となっておりますが、この中で、郡町村会負担金ということとで五十二万五千円、当初で二百五十五万四千円、二百万と七万九千円ずれがあっている訳ですが、この内容についてでございますが、この負担金についてでも、法的負担金と法的外負担金とある訳ですので、その中味についておたずねしたいと思います。

以上二点でございます。

議長（前田常男君）

総務課長 浜谷政己君

総務課長（浜谷政己君）

山田議員の質問にお答えいたします。

最初の特別旅費でございます。

現在、職員がイギリスに研修に行っております。その旅費でございますが、中味的には、住居費でございます。

当初、正確な額がわからなかったので、一月七万程度でいかなものかと、計算したが、しかしながら、実際現地では、協会の案内ですが、平均的な額すけれども、約一週間に三百ポンドといわれ、日本円にすると、四万九千五百円位になります。この差額が主なものでございます。

次に、郡町村会負担金でございますけれども、これにつきましては、町村会では、施設などの負担金も、八戸市内にある特別養護施設に対する助成の部分でございますが、それを追加したものでございます。

以上でございます。

議長（前田常男君）

ほかにございませんか。

五番 桑原一夫君

五番（桑原一夫君）

一点お伺いいたします。

議長（前田常男君）

企画課長

企画費の自治振興費の中に、不動産鑑定手数料が載っていますが、この事業はどのようなものか、ご説明をいただきたいと存じます。

企画課長（上沢寿勝君）

ただいまの質問にお答えいたします。計画としましては、鳥谷部地区を予定してございますが、鳥谷部地区、餅栗久保、出口。

これは、県道沿い、階上小学校から八戸寄りに百メートル行った所ですが、その地区は、県道沿いから若干入ることになると思いますが、おおよそ、二万四千平方メートルの宅地を造成して分譲したいという計画でございます。以上です。

議長（前田常男君）

五番 桑原一夫君

これは、町長、常々話している、均衡ある発展という中での施策だと思いますが、そこで、地元から要望があるということであれば、行政として当然こたえなければならぬということとは、私も十分承知しております。

考え方としてお伺いする訳ですけれども、今、階上町が都市計画を施行した。

そして、用途区域の策定に当たっているこの段階において、均衡ある発展という考え方は、今の地域に住宅団地を造るというものと、何か考え方として矛盾する地域づくりではないかと、私は感じてい

議長（前田常男君）

ますが、先ほど、一般質問の冒頭に申し上げましたように、視察した所は、過疎で悩みながらも、なかなか階上町のような地理的条件にないので、人口を増やすための施策というのが、団地を造って増やす、階上町のように良い団地を造れば人が増えるんだという状況にない所であっても、それぞれが、ソフト、ハード両面において活性化をしている訳です。

なんか、今、人口を増やす、団地を造って、農地をつぶしても行政がやって人を増やすんだと、これも一つの施策でありますけれども、今の都市計画を施行して用途区域を定める、それによって均衡ある発展をつくっていくという考え方と、若干矛盾するような気がいたしますけれども、その考え方を伺いたします。

又、過疎地域に今後もこのような住宅団地を造っていくつもりなのか、併せて伺いたします。

町長

町長（正部家佑介君）

現に都市計画を進めていることもそのとおりですが、いずれ、私は、機会あることに、均衡ある発展、これは行政の大きな課題だということように認識をしております。

都市計画につきましては、従来の流れと申しますか、時代の要請、又、特に国道沿線、住みよい生活環境をつくるんだというふうな意味からいきまして、都市計画もやらなければならぬ。そのようなことで、準備、策定作業を進めている訳ですが。

一方で、町が人口が増えてきた。といっても、国道沿線が殆どで、後は停滞気味の所もありますし、減少している地域もあるというふうなことであります。なんとか対応していかなければと思っているところであります。

いずれ、いろんな考え方があると思いますが、受け止め方というのか、その考え方はあると思いますが、私は、やっぱり、山手側の方が高齢化も進んでいます。そういったことで、ここにある程度の人々が、ただただ増えればいいとは思いませんが、その地域の活力を維持していくという意味では必要なことだというふうに思っているところであります。

最初のケースですので、これからいろんな問題、解決すべき課題も出て来るとは思いますが、いずれ、これを手始めに、いわゆる、山手側の人口策を図っていかなければならない。

私は、常々、そういう意味では、一つ核になる所を造って、そこから各地域に波及させていくというふうな考え方も必要だろうと思っております。

テストケースというふうない方もできると思います。

いずれ、地区の座談会で、去年各地域でやりましたが、駅前・榊地区なども大分停滞気味だなあと

そういう意味では、その地域についても、地域の方々と十分話し合いながら、対応を考えていかなければいけないというふうに思っております。

以上であります。

議長（前田常男君）

五番 桑原一夫君

五番（桑原一夫君）

ご答弁ありがとうございます。

考え方が良く理解できる訳でございます。

確かに人口というものは、一つの発展するかしないかのバロメーターでございます。

議長（前田常男君）

しかし、現実的に集中して人口が増えて、これ以上、住宅が点在しないような集中した居住空間をつくらうというのが、とりあえず都市計画の大きな目的がある訳でございます。
というのは、増えて発展している所でも、本当に発展しているかどうかという尺度というのはかなり見方がございまして、結局、階上町においても、まだまだ、その地域においてインフラの整備というものが、今後に残された大きな課題だと思います。
そこで、今後とも、これは悪い訳でなく、いい事業、施策だ訳でございますので、地域が要望しているのであれば、そういう意味で、今後、都市計画とのバランス、都市計画にも大きな財政を必要といたしますので、そのバランスをとりながら進めていっていききたいと思います。
終わります。

町長

町長（正部家佑介君）

答弁はいたらないでしょうが、考え方として補足します。

町においても大きな事業、大事な事業だと思っておりますから、よく「国破れて山河あり」という言葉がありますように、農地も大事にしていかなければいけないということを承知していることではあります。それが併せて人も大事にしていくんだ、地域の活力、元氣を出させていくということも行政がやっていくべき重要な課題の一つだ。その一環だというふうに受け止めていただければ幸いに思います。

以上です。

議長（前田常男君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第三号 平成八年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十 議案第四号 平成八年度階上町老人保健特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第四号 平成八年度階上町老人保健特別会計補正予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十一 議案第八号 工事請負契約について議会の議決を求める件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第八号 工事請負契約について議会の議決を求めるの件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第十二 議案第九号 階上町監査委員の選任について同意を求めるの件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については質疑討論を省略したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本件は質疑討論を省略することになりました。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております 議案第九号 階上町監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第九号 階上町監査委員の選任について同意を求める件はこれに同意することになりました。

日程第十三 議案第十号 階上町教育委員会委員の任命について同意を求めるの件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については、質疑討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本件は、質疑討論を省略することになりました。

おはかりいたします。

ただいま、議題となっております 議案第十号 階上町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第十号 階上町教育委員会委員の任命について同意を求める件はこれに同意することになりました。

日程第十四 議案第十一号 階上町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件については質疑討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本件は質疑討論を省略することになりました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております 議案第十一号 階上町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第十一号 階上町教育委員会委員の任命について同意を求める件はこれに同意することになりました。

日程第十五 閉会中における継続審査の件を議題といたします。

総務財政常任委員長から、目下委員会において審査中の 陳情第一号から第二号までの事件につき、会議規則第七十五条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することになりました。

おはかりいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員会に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第三十九条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議会運営委員会付託の件は付託することになりました。

おはかりいたします。

ただいま付託されました件につき、委員長より会議規則第七十五条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することに異議ありませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長

町長（正部家佑介君）

町議会至六月定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る、六月十二日開会の六月定例会も、本日十七日をもって閉会となる訳ですが、町の方から提案いたしました議案につきましては、十一件、報告は二件でありましたが、人事案件三件を含めまして、全て原案とおりの承認いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

議案の二号の中で、国保税のことについての質疑もあった訳ではありますが、町民の関心も一番高いことでもありますから、私どもも税でもありますから、公平な運用、又、負担ということが大事なこ

だというふうに思います。

いずれ、この中には軽減措置等も含まれている訳ではありますが、今後の高齢化社会ということを考えますと、町民の方々の健康づくり、これまでも保健協力員、あるいは食生活改善ということでも、日常の生活習慣から力を入れていっているというようなことで、この点に関しては他町村にひけをとらないくらいに健康づくりを進めていっている訳で、町民の幸せのために更にこの健康づくりを進めていきたい。

その結果、医療費が軽減をされれば町民の方々の負担も少なくなるというわけですから、今後とも皆さん方の協力ご指導をいただきながら進めていきたいというふうに思います。

きょうは、大変ご苦勞様でした。

大変簡単ではありますが、閉会に当たりましてのごあいさついたします。

ありがとうございました。

議長（前田常男君）

これにて平成八年第七回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 十一時〇九分）

地方自治法第二百二十二条第二項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員